

平成23年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定結果について(廃棄物焼却炉以外の施設)

平成24年8月3日(金)
鹿児島県環境林務部
環境保全課環境管理係
内線2624, 直通286-2624

1 設置者による測定と測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する施設(特定施設)の設置者は、年1回以上の設置者による測定を行い、その結果を知事に報告し、知事は測定結果を公表することとなっている。

今回、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに測定し、知事に報告のあったものについて公表する。(鹿児島市分を除く。)

2 測定結果

(1) 結果の概要

設置者による測定を実施した2施設の測定結果は、排出基準に適合していた。

(特定施設) アルミニウム合金の溶解炉: 2施設

(うち、1施設: 休止中)

クラフトパルプの漂白施設: 1施設

(2) 測定結果

① アルミニウム合金の溶解炉

設置 市町村	工場・事業場の名称	排出ガス中の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	排出ガス調査日	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
肝付町	アルマックス株式会社	0.92	平成23年12月15日	5以下
出水市	株式会社小畑商店	平成20年1月から休止中		1以下

② クラフトパルプの漂白施設

設置 市町村	工場・事業場の名称	排出水中の ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	排出水調査日	排出基準 (pg-TEQ/L)
薩摩 川内市	中越パルプ工業 株式会社 川内工場	0.0031	平成23年11月24日	10以下

3 今後の対応

今後とも、設置者による測定の実施及び排出基準の遵守について、指導していくこととしている。